

都市計画区域マスタープラン改定（案）に関する公聴会開催のお知らせ

都市計画区域マスタープラン改定（案）について、住民の皆さまのご意見を伺う公聴会を開催します。

1 開催日時・場所

	都市計画区域	開催日時	場 所		
嶺北地域	嶺北北部都市計画区域	3月30日 (土)	午前10時	福井県生活学習館（ユウ・アイふくい） 映像ホール	福井市下六条町14-1
	福井都市計画区域		午前11時		
	大野都市計画区域		午後2時	勝山市教育会館 第3研修室	勝山市元町1丁目5番6号
	勝山都市計画区域		午後3時		
	丹南都市計画区域		午後6時	越前市生涯学習センター eホール	越前市府中一丁目13-7 市役所1階
	織田都市計画区域		午後7時		
嶺南地域	美浜都市計画区域	3月31日 (日)	午前10時	松原公民館 ホール	敦賀市新松島町2番48号
	敦賀都市計画区域		午前11時		
	小浜上中都市計画区域		午後2時	働く婦人の家 大会議室	小浜市大手町4-1
	高浜都市計画区域		午後3時		
	三方都市計画区域		午後4時		

2 意見募集

- 公聴会で意見を述べていただく方（公述人）を募集しています。
- 意見の公述を希望される方は、下記により、都市計画区域マスタープラン改定（案）を縦覧し、公述申出書を提出してください。公述人の方は、当日、会場へお越し頂き、意見を述べて頂きます。

（1）都市計画区域マスタープラン改定（案）の縦覧場所・期間

場 所	期 間
①福井県都市計画課ホームページ	嶺北地域の資料：令和6年3月12日(火)～3月26日(火) 嶺南地域の資料：令和6年3月12日(火)～3月27日(水) [②、③は8:30～17:00(土日祝日を除く)]
②福井県庁(9階)都市計画課	
③都市計画区域を有する 各市町都市計画担当課	

（2）公述申出書

- 公聴会で意見の公述を希望される方は、住所、氏名および意見の要旨等を記載した公述申出書を、公聴会開催の4日前（嶺北地域：令和6年3月26日(火)、嶺南地域：令和6年3月27日(水))までに、福井県土木部都市計画課に持参、郵送、FAXまたはメールで提出してください（午後5時必着）。
- 公述申出書は上記の縦覧場所で配布する他、県都市計画課のホームページでダウンロードできます。

（3）公述人決定

- お住まい（利害関係を有する場合を含む）の都市計画区域のマスタープランにのみ、公述して頂くことができます。
- 公述して頂く方には、開催前日までに「公述人決定」を通知します。
- 同種の趣旨のご意見が多数ある場合、都市計画区域マスタープラン改定（案）に関係ない意見が含まれる場合、公述人の数・内容を制限させて頂くことがあります。
- 公述人の方は「公述人決定」の通知を持参し、当日開催時間までに会場にお越しください。当日は、公述申出書の内容に沿って意見を述べてください。

**※ 公述の申し出がない場合は、公聴会は中止となりますので、ご了承ください。
その場合は、事前に福井県土木部都市計画課のホームページなどでお知らせします。**

（4）傍聴について

- どなたでも傍聴していただくことが可能です。
- 傍聴を希望される場合は、当日直接会場にお越しください。事前の申し込みは不要です。

（5）連絡先・公述申出書提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 県庁9階 土木部 都市計画課

Tel : 0776-20-0498 / FAX : 0776-20-0693 / E-mail : tokei@pref.fukui.lg.jp